

グローバル旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書の一部となります。

1. 主催旅行契約

- (1) この旅行は、(株)グローバル コース ビューロー(国土交通大臣登録旅行業第285号、以下「当社」といいます)が主催する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と主催旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2) 主催旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款(主催旅行契約の部)によります。(以下「当社約款」といいます)尚、取消料につきましては本旅行条件書の規定を適用いたします。
- (3) 当社は、旅行者が当社が定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申し込み

- (1) 当社又は当社の受託営業所にて(以下「当社」といいます)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入し、申込金(お1人様につき5万円~旅行代金全額)を添えてお申し込みいただけます。申込金は旅行代金、取消料または違約料の一部として繰り入れます。
- (2) 当社らは電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けます。この場合、予約の申込時点で、契約は成立しておりますが、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して5日以内に申込書の提出と申込金(5万円~旅行代金全額)をお支払いをいただき、契約成立となります。
- (3) 申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- (4) トラベルローンを利用の方は、お申し込みの際(ご出発の1ヵ月前までに限り)にお申し出ください。
- (5) お申し込みの時に、満席(室)その他の事由にて、旅行契約の締結を直ちにできない場合は申し込みにあたって、お客様の承諾を得てお客様がウェイトイングの状態で、お待ち頂ける期限を確認したうえで、ウェイトイング登録をいたします。この場合も当社らは、申込金を申し受けます(ウェイトイングの登録は予約完了を意味するものではありません)。ただし、「当社らが予約が可能との通知をする前に、お客様よりウェイトイング登録の解除のお申し出があった場合」又は、「お待ち頂ける期限までに結果として予約ができなかった場合」は当社らは当該申込金を全額払い戻します。
- (6) 本項(5)の場合で、ウェイトイング登録しているコースの契約の成立は、申込金を受領し、当社らが予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。
- (7) 当社らは、同一コースにおいて、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めるときは、その方が旅行契約のお申込み・締結・解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行うこととなります。

3. 申込条件

- (1) 20歳未満の方は保護者の同意書が必要ですが、15歳未満の方は保護者の同行を条件とし、25歳以上の方は「安心アンケート」のご記入をお願いいたします。また、旅行の安全かつ円滑な実施のためにコースによりご参加をお断りさせていただくか、同伴者の同行なしを条件とする場合があります。また、ご参加の場合、コースの一部の内容を変更させていただく場合があります。
- (2) 特定旅客層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件と合致しない場合は、申込みをお断りする場合があります。
- (3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を害しておられる方、妊娠中の方、障害をお持ちの方などで特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行お申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なおこの場合は、医師の健康診断書を提出していただく場合があります。いずれの場合も、現地事情や関係機関等の状況により、介助者/同伴者の同行なしを条件とさせていただきます。コースの一部について内容を変更させていただきますか、またはご負担の少ない他の旅行をおすすめするか、あるいはご参加をお断りさせていただきますか場合があります。
- (4) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断した場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとることがあります。これにかかると一切の費用はおお客様の負担となります。
- (5) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件(手配旅行契約)でお受けする場合があります。
- (6) お客様の都合により旅行の行程から離脱する場合は、その旨及び復帰の有無について必ず添乗員(ツアーコンダクター)または係員にご連絡ください。
- (7) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (8) その他当社の業務上の都合があるときは、申込みをお断りする場合があります。

4. 旅行契約の成立時期と契約書面

旅行契約は、電話によるお申し込みの場合は当社らが契約の締結を承諾し申込書と第2項の申込金を受理したときに成立します。また、郵便またはファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合は、申込金の支払い後、当社らがお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに成立します。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合であっても、通信契約による旅行契約は、当社らが旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社らがその通知を発した時に成立し、当社がeメール等の電子承諾通知による方法により通知する場合にはその通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

5. 確定書面(最終旅行日程表)の交付

当社は、確定した旅行日程、主要な運送機関の名称及び宿泊ホテル名が記載された確定書面(最終旅行日程表)を遅くとも旅行開始日の前日までに交付いたします。(原則として年末年始やゴールデンウィーク等のピーク時出発をのぞいては、旅行開始日の7日前までに交付いたします)但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降にお申し込みがなされた場合には、旅行開始日当日に交付する場合があります(現地合流プランの場合現地で)。又、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前に、全額(申込金を差引いた金額)をお支払いいただきます。但し旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までに支払っていただきます。

7. 旅行代金について

「旅行代金」は、第2項第1号の「申込金」、第15項第1号及び2号の「取消料」、第16項第2号の「違約料」、及び第24項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 渡航手続

旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書などの渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。但し、当社では所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社らはお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証の取得ができなくてもその責任を負いません。

9. 旅行代金に含まれるもの(下記はお客様のご都合等により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。)

- (1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃(コースにより等級が異なります)
- (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所等)
- (3) 旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料等)
- (4) 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税金・サービス料(パンフレットに特別な記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。)
- (5) 旅行日程に明示した食事の料金・税金・サービス料
- (6) 航空機による手荷物および現地での手荷物の運搬料金 お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金(お1人様20kg以内が原則ですが、航空機クラス、方面によって異なります。手荷物の運搬は当該運送・宿泊機関が行い、当社が運送機関への手続を代行するものです。)また、一部の空港・駅・港・ホテル等ではポーターがいらない等の理由によりお客様ご自身で運搬していただく場合があります。
- (7) 添乗員(ツアーコンダクター)付コースにおける添乗員(ツアーコンダクター)の同行費用。

10. 旅行代金に含まれないもの

- 前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (1) 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)
 - (2) クリーニング代・電報電話料金・ホテルや船、列車のボーイ・メイト等に対するチップ、その他追加飲食等、個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
 - (3) 渡航手続諸費用(旅券印紙代、査証料、予防接種料金、傷害・疾病保険料及び渡航手続代行料金)
 - (4) お1人部屋を使用される場合の追加代金
 - (5) 希望者のみ参加されるオプション・ツアー(別途料金の小旅行)の代金
 - (6) 日本国内の空港施設使用料、日本国内通行税
 - (7) 日本国内におけるご自宅から発着空港までの交通費・宿泊費
 - (8) 旅行日程中の現地空港税等の諸税。

11. 追加代金と割引代金

- (1) 第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に入れて表示した場合を除きます。)
 - ① お1人部屋を使用される場合の追加代金
 - ② パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金
 - ③ パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
 - ④ パンフレット等で当社が「C・Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額
 - ⑤ その他パンフレット等で「×××追加代金」と称するもの(但し、国内線追加代金を除く)
- (2) 第7項でいう「割引代金」は、パンフレット等で「○○○割引代金」と称するものの代金をいいます。(あらかじめ、割引引後の旅行代金を設定した場合は除きます。)

12. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供(遅延、目的地空港の変更等)その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由などを説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の主催旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

13. 旅行代金の変更

- 当社は旅行契約締結後であっても、次の場合には旅行代金及び追加代金、割引代金の額を変更することがあります。
- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が第27項の基準期日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されるときは、その改訂される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し又は減少することがあります。
 - (2) 前号の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知いたします。
 - (3) 前号の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する交通機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
 - (4) 第12項に記載した事由により旅行内容が変更される(いわゆる運送・宿泊機関の過剰予約等のように、サービスの提供が行われてもにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備を利用できない場合を除きます。)、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更する場合があります。

14. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て契約上の地位を他の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定事項を記入のうえ当社に提出していただきます。この際、交替を再発する手数料として1万円をお支払いいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります)また契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関などが旅行者の交替に応じない等の理由により交替をお断りする場合があります。

15. お客様から旅行契約の解除・払戻し

- (1) お客様は、いつでも次に定める取消料(お1人様につき)をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。但し契約解除のお申し出は当社らの営業時間内にお受けします。この場合、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料(※表1)を差し引き払い戻しいたします。申込金のみで取消料に不足する場合は、その差額を申し受けます。

※表1

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降31日目に当たる日まで	旅行開始日が下記のピーク時以外の場合 旅行開始日がピーク時(12月20日~1月7日、4月27日~5月6日、7月20日~8月31日)の旅行である場合 旅行代金の10% (上限50,000円)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降21日目に当たる日まで	50,000円(但し、旅行代金250,000円未満は20%)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降3日目に当たる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日から旅行開始日当日まで	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は、無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

- (2) 当社の責任とならない各種ローンの取扱手続上及びその他渡航手続上の事由にもとづき、お取消しになる場合、又お客様のご都合による申込内容ならびに出発日を変更される場合も旅行全体の取り消しとみなし、前号の取消料をお支払いいただきます。
- (3) お客様は旅行に掲げる場合においては、旅行開始前にお支払いいただく取消料を解除することができます。
 - ① 旅行契約内容に重要な変更が行なわれたとき、但しその変更が第24項(※表2)の左欄に掲げるもの、その他重要なものである時に限ります。
 - ② 第13項1号の規定に基づいて旅行代金が増額改訂されたとき。
 - ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
 - ④ 当社がお客様に対して、第5項の期日までに、確定書面(最終旅行日程表)を交付しなかった場合。
 - ⑤ 当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- (4) お客様は、旅行開始後において、お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスを受領できなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、第1号の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく旅行サービスの当該受領できなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻しいたします。
- (5) 旅行開始後、お客様のご都合により途中で離脱した場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しはいたしません。
- (6) 日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出された場合、旅行催行を取りやめる場合があります。但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合は旅行を実施いたします。実施する場合、お客様が旅行をお取消しになられるときは、所定の取消料が必要となります。

16. 当社による旅行契約の解除(旅行開始前)

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、お客様にあらかじめ理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。この場合は既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の金額を払い戻しいたします。
 - ① お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
 - ② お客様が病気のその他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - ③ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動中の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - ④ 参加者数がパンフレットに記載した最少催行人員に達していなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目【ピーク時(12月20日~1月7日、4月27日~5月6日、7月20日~8月31日)に旅行を開始の場合は33日目]に当たる日より前に、旅行を中止する旨を通知します。

- ⑤ スキーを目的とする旅行における必要な降雪量の不足のように当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないおそれか極めて大きいとき。
 - ⑥ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれか極めて大きいとき。
 - ⑦ 上記⑥の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出され、十分に安全措置を講じることが不可能であると判断したとき。
- (2) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないうち、当社は当該期日の翌日において、お客様が旅行契約を解除したものとします。この場合第15項第1号の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

17. 当社による旅行契約の解除（旅行開始後）

- (1) 当社は、次に掲げる場合においては、旅行開始後であっても、お客様にあらかじめ理由を説明して、旅行契約の一部を解除することがあります。
- ① お客様が病気その他の事由により旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
 - ② お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員（ツアーコンダクター）の指示に従わないなど団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能になったとき。
 - ④ 上記③の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出され、旅行の継続が不可能になったとき。
- (2) 当社が第1号の事由で旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- (3) 当社が第1号①及び③により、旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るために必要な手配をします。ただし、出発地に戻るための旅行に要する費用はお客様の負担とします。

18. 旅行代金の払戻し

当社は第13項第3号及び第4号の規定により旅行代金を減額した場合又は第15項から第17項の規定により旅行契約を解除した場合において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始後の解除による払い戻しにあっては、解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては、パンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。ただし、前項第1号に掲げる場合で旅行契約が解除されたとき（お客様が第15項1号及び2号の規定により取消料を支払わなければならないときを除きます。）には、旅行を中止したためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用がある時は、これをお客様の負担とし、払い戻しの際精算します。前記の規定は第22項又は25項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

19. 旅程管理

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。

- (1) お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けるために必要な措置を講ずること。
- (2) 前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容が変更される場合は、変更後の旅行サービスと当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

20. 当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間において、主催旅行参加者として行動いただくとき（自由行動中は除く）、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わねばなりません。

21. 添乗員（ツアーコンダクター）等の業務

- (1) 添乗員（ツアーコンダクター）の同行の有無はパンフレットに明示します。
- (2) 添乗員（ツアーコンダクター）の同行する旅行にあっては添乗員（ツアーコンダクター）が、添乗員（ツアーコンダクター）が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
- (3) 添乗員（ツアーコンダクター）が同行しない旅行においては現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示します。
- (4) 添乗員（ツアーコンダクター）その他の者が業務に従事する時間帯は、原則として8時から20時までとします。

22. 当社の責任

- (1) 当社は主催旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害の発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、原則として当社は前号の責任を負いません。
 - ① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行中止
 - ② 運送・宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害。および運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ③ 官公署の命令、外国の出入規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - ④ 自由行動中の事故
 - ⑤ 食中毒
 - ⑥ 盗難
 - ⑦ 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮

- (3) 当社は手荷物について生じた第1号の損害については、同項ただし書きの規定にかかわらず、損害発生の日から起算してさかのぼって21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様お一人につき15万円を限度として（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）賠償いたします。ただし、現金、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、貴重品、重要書類、撮影済みのフィルム、その他こわいものについては賠償の責任を負いません。

23. 特別補償

- (1) 当社は第22項に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社の主催旅行約款の特別補償規程により、お客様が主催旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について補償金及び見舞金を支払います。
- (2) 当社が本項第1号に基づく補償金支払義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。
- (3) お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか主催旅行に含まれない場合で自由行動中の、山岳登山、リュージュ、ボスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー）、マイクロライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は第1号の補償金及び見舞金を支払いません。ただし当該運動が主催旅行日程に含まれているときはこの限りではありません。
- (4) 当社の主催旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する小旅行（オプションツアー）のうち当社が主催するものについては、主たる主催旅行の一部として取扱います。オプションツアーの主催者が当社以外の現地法人である場合には、当該オプションツアーの履行に係る主催者の責任、お客様の責任はすべて、当該オプションツアーを履行する当該主催者の定め及び現地法令によります。
- (5) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。その場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害については、当社は本項の特別補償規定は適用しますが、それ以外の責任を負いません。
- (6) 当社は、現金・有価証券・クレジットカード・クーポン券・航空券・パスポート・コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品のほか、以下に定めるものも補償対象除外品とします。
 - 宝石・貴金属類、撮影済みのフィルム、パソコンなどの機器及び付属品、各種データ、運転免許証、査証、預金証書・通帳、自動支払い機用カード、その他これらに準ずるもの、スキー・バイディングなど運動を行うための用具。

24. 旅程保証

- (1) 当社は次の表（※表2）の左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の①から④に掲げる変更を除きます。）が生じた場合は、第7項で定める「旅行代金」に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了後の翌日から起算して30日以内にお客様に対して支払います。ただし、当該変更について当社に第22項第1号の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部として支払います。
 - ① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（但しサービスの提供が行われていないにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は、変更補償金を支払います。）
 - イ 旅行日程に支障をもたす悪天候、天災地変
 - ロ 戦乱
 - ハ 暴動
 - ニ 官公署の命令
 - ホ 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - ヘ 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - ト 旅行参加者の生命または身体安全確保のために必要な措置
 - ② 第15項と第16項及び第17項第1号の規定により旅行契約が解除された部分に係る変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
 - ③ （※表2）の左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、確定書面（最終日程表）に記載した日程からの変更の場合で、募集パンフレットに記載した旅行サービス範囲内の変更である場合は、当社は変更補償金を支払いません。
 - ④ パンフレットに記載した旅行サービスを受ける順序が変更になった場合でも旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様お一人に対して1旅行契約につき第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じた額を限度とします。また、お客様お一人に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社が第1号の規定により変更補償金を支払った後に、当該変更について第22項第1号の規定による責任が明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を返還していただきます。この場合当社は、第22項第1号により当社が支払うべき損害賠償金とお客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- (4) 当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに代え、これと対応の物品・サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

※表2

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額=1件につき下記の率×旅行代金	
	旅行開始前	旅行開始後
1. パンフレットに記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2. パンフレットに記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）その他の旅行の目的地的変更	1.0%	2.0%
3. パンフレットに記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。）	1.0%	2.0%
4. パンフレットに記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
5. パンフレットに記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
6. パンフレットに記載した宿泊機関の客室の種類・設備又は景観の変更	1.0%	2.0%
7. 前各号に掲げた変更のうち「パンフレットのツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

- ▶注1：「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
- ▶注2：1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。
- ▶注3：表中の第4号又は第6号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1変更として取り扱います。
- ▶注4：表中の第7号に掲げる変更については、第1号から第6号までの料率を適用せず、第7号の料率を適用します。

25. お客様の責任

お客様の故意又は過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款を守らないことにより、当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

26. 通信契約

当社は、当社が発行するカードまたは当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含む）や第15項に規定する取消料・違約料、第14項記載の交換手数料等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます。）を条件に「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行のお申し込み」を受けられる場合があります。（受託旅行者により当該取扱ができない場合があります。また取り扱い可能なカードの種類も受託業者により異なります。所定の伝票に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいただく契約は通信契約には該当せず、通常の旅行契約となります。）

※「通信契約による旅行条件」は「通常の旅行契約の旅行条件」とは一部が異なります。

27. ご旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件及び旅行代金は、2004年1月10日を基準としておきます。旅行代金は2004年1月10日現在有効なものとして公示されている航空運賃・適用規則または、2004年1月10日現在認可申請中の航空運賃・適用規則を基準として算出しています。

28. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買い物等添乗員（ツアーコンダクター）に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の責による荷物紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、及び別行動手配のために要した費用についてはお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましてはお客様のご責任でご購入していただきます。
- (3) 国際線発着空港（例：成田・関西空港など）、日本国内の他空港との間を普通運賃又は追加料金（または無料）で国内区間を利用する場合であっても、当社とお客様の主催旅行契約の範囲は出発（出国）及び帰着（帰国）に使用する国際線発着空港における集合、解散までとなります。「現地合流プラン」については日程表等でご案内する合流場所から離脱場所までとなります。
- (4) この代金は年齢が旅行開始日当日を基準として満2歳以上12歳未満のお子様にも適用します。（但し記載のないコース及び「現地合流プラン」には適用されません。）
- (5) 当社はかかる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (6) 当社らの主催旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により、お客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず当社は第22項第1号ならびに第24項第1号の責任を負いません。
- (7) 申込書の氏名がパスポート記載のものと異なり誤って記入された場合は、航空券の予約変更、再発券、関係機関への訂正が必要になります。この場合、当社らはお客様の交替に準じて第14項の手数料をいただきます。また、運送・宿泊機関に氏名の訂正が認められず旅行契約を解除いただく場合には、第15項の当社所定の取消料が必要になります。

当社は、社団法人日本旅行業協会のボンド保証会員になっております。当社と旅行契約を締結したお客様が、同協会から弁済を受けることになった場合、まず法定額の弁済業務保証金制度により弁済を受け、不足する場合はボンド保証制度により、一定の限度額（当社が預託している保証金等の額）に達するまで弁済を受けることができます。

より安心してご旅行いただくため、ご旅行中の万一の病気や事故、盗難などに備えて海外旅行傷害保険に必ずご加入ください。